

令和7年度 10月定例教育委員会



福岡市

福岡市教育委員会

令和 7 年度 10 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 7 年 10 月 14 日(火) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(10 月議事録署名委員 三井職務代理人、加賀美委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
 - (1) 報告第 4 号 令和 7 年笛吹市議会第 3 回定例会の報告について
 - (2) 議案第 17 号 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例及び同施行規則の一部改正並びに関連する実施規程の廃止について
 - (3) 議案第 18 号 笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議案第 19 号 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 7 年 11 月 6 日(木) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

報告第4号（10月）

令和7年笛吹市議会第3回定例会の報告
について

教育委員会

令和7年 笛吹市議会 第3回定例会
[議案に対する質疑及び代表質問]一覧

番号	会派名 質問者	質疑及び質問事項	
1	笛新会	1	令和6年度決算状況について
		2	芝生グラウンドの整備について
		3	青楓美術館及び山廬施設について
		4	石和温泉郷への海外資本の参入について
		5	多文化共生社会について
		6	下水道の整備計画について
	荻野 謙一 議員	7	日勤機動救急隊の設置について
		8	太陽光発電設備に起因する火災について
		9	防災公園の整備について
		10	空き家対策について
		11	職員の副業について
2	笛政クラブ	1	令和6年度決算に基づく財政運営の評価と今後の課題について
		2	AIデマンド交通『のるーと笛吹』の本格運行後の状況と課題について
		3	ドッグランの整備とペット共生型まちづくりの推進について
	岡 由子 議員	4	帯状疱疹ワクチンの導入と周知体制の現状および今後の強化策について
		5	宅配ボックス設置補助事業の実施状況と取組の強化について
3	清心会	1	令和6年度決算について
		2	笛吹市の果実PRについて
		3	石橋工業団地の入居状況と今後の推進について
		4	多目的芝生グラウンド整備事業のその後について
	落合 俊美 議員	5	公有財産の管理について
		6	外国語指導助手「ALT」について
		7	防犯カメラ設置補助金について
		8	市営温泉施設について
4	煌・フォーラム21	1	令和6年度決算について
		2	スポーツ振興及び社会体育施設整備について
		3	部活動の地域展開への取組と課題、今後の支援策について
	三枝 賢治 議員	4	地域交通・交通インフラの充実について
		5	学童保育の保育時間及び保育料について
		6	建設工事等の発注対応について
		7	各行政区要望の対応状況と改善策について
5	公明党	1	学校体育館へ冷暖房空調の整備を
	渡辺 清美 議員	2	避難所の環境改善について

令和 7 年 笛吹市議会第 3 回定例会代表質問に関する質問及び回答

○(笛新会) 荻野 謙一 議員

1-5 多文化共生社会について

(3)「市内在住の外国人への日本語教育、社会教育、外国人の小中学生に対する学校での学習内容と生活指導」について

答弁

市では、年間を通して日本語教室を実施しており、生活に必要な交通ルールやごみの出し方などの社会ルールもカリキュラムに組み込んでいます。

市内小中学校では、学校教育法施行規則で定められている学習指導要領に基づき、外国人であっても、日本人児童生徒と同じカリキュラムで授業を行っています。

日本語が苦手な児童生徒に対しては、日本語の指導担当である県の教員 2 人と市の講師 3 人が各学校を訪問し、個別に指導しています。また、生活指導については、学級担任と共に日本語指導の担当である教員等で、校則の遵守、日本の文化や習慣等について、やさしい日本語やイラストを用いて行っています。

○(笛政クラブ) 岡 由子 議員

2-1 令和 6 年度決算に基づく財政運営の評価と今後の課題について

(2)「ICT 活用状況と学習効果」について

答弁

令和 6 年度の小中学校 ICT 環境更新事業では、児童生徒一人一人に配布しているタブレット端末について、耐用年数を迎えた端末の更新を行いました。

ICT 機器の活用状況については、教科書の内容を電子化したデジタル教科書と大型モニターを併用した授業やインターネットを使った調べ学習に活用しているほか、カメラ機能を使った植物等の観察や資料作りにも活用しています。

児童生徒の学習効果については、ICT 機器の活用により、情報が視覚的に分かりやすく児童生徒に伝えられるようになったことで、理解度や思考力が高まりました。

また、児童生徒がタブレットに内蔵しているソフトを使い、画像や動画を活用し、レイアウトも工夫した資料を作るなど、表現力も豊かになりました。

○(清心会) 落合 俊美 議員

3-1 令和 6 年度決算について

(1)「市制施行 20 周年記念事業の成果」について

答弁 (抜粋)

笛吹市市制施行 20 周年記念事業として、23 の事業を実施しました。

主な事業として、桃の里マラソン大会については、ゲストランナーに福士加代子さんを招いたことで、大会の注目度や参加意欲が高まり、前回大会に比べ、大幅に参加者が増加しました。

20 周年を記念して、タオルを配布したことで特別感が演出され、参加者の満足度向上につなが

りました。

20 周年記念給食は、「子供たちが喜び、思い出に残る、美味しい給食」「子供たちが、郷土の良さを感じる、嬉しい給食」「子供たちが、製作過程に参加する、楽しい給食」をコンセプトに実施しました。

給食は、市産県産の食材を中心に、児童生徒の投票で決めたメニューを、市内小中学校 19 校の教職員を含めた約 5,200 人に提供しました。

実施後のアンケートでは、「記念給食で 20 周年を知ることができた」「全てが県産食材と知り、よりおいしく感じた」「地産地消の大切さが分かった」など、生産者や給食の作り手に対する感謝の言葉が寄せられるとともに、食への関心や地域への愛着を深めることができました。

記念事業を通じ、市民をはじめ、多くの皆様と記念すべき年をお祝いするとともに、更なる飛躍を期する年とすることができました。

3-6 外国語指導助手『ALT』について

(1)「小学校における外国語教育の指導体制」について

答弁

本市の小学校における外国語教育の指導体制は、学級担任又は中学校の英語教員免許をもつ英語専科教員が行う授業を、ALT が補助する体制で行っています。

(2)「ALT 導入後の成果と課題」について

答弁

ALT は、小学校 3・4 年生の英語活動に週 1 時限、5・6 年生の英語授業に週 2 時限参加し、授業中は基本的に英語だけで会話し、英語の正しい発音や自然な会話を児童に聞かせ、児童が英語に親しむ環境を作っています。

小学校における英語教育が必修となった時から、本市では ALT を導入しているため、導入後の成果を比較できるものではありませんが、授業風景からは、児童が ALT の話す英語を通じて、英語への親しみを感じていることが伺えます。

しかし、3・4 年生は週 1 時限、5・6 年生は週 2 時限という限られた時間の中だけでは、ALT と英語で会話を行うなどの、英会話の実践機会の確保が難しいことが課題です。

(3)「ALT の契約締結内容」について

答弁

現在配置している 10 人の ALT については、英語活動及び英語授業を ALT として補助するという内容で、英語講師派遣事業者と労働者派遣契約を締結し、派遣されてきています。

令和 8 年度から令和 10 年度までは、令和 7 年 3 月にプロポーザルで選定した英語地域語学学校運営及び講師受入支援事業者と、ALT の受入支援及び管理業務委託契約を締結し、受入支援によって来日したフィリピン人 ALT22 人を、市の会計年度任用職員として任用します。

○(煌・フォーラム 21) 三枝 賢治 議員

4-2 スポーツ振興及び社会体育施設整備について

(1)「スポーツ振興に関する施策」について

答弁

ア「全市民対象のスポーツ推進施策」については、

市では、令和 3 年 9 月に策定した笛吹市スポーツ推進計画に基づき、市民誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことに携わり、スポーツを楽しむことや親しむことで、生涯にわたって笑顔

があふれる心豊かな暮らしを実現することを目指しています。

市スポーツ協会と協力する中で、全市民を対象とした、ボッチャ、輪投げ、ドッチビー等の「市民参加型スポーツイベント」を毎年実施しています。

また、市スポーツ推進委員会が主催する「笛吹市民ウォーク」や、市スポーツ協会が主催するラジオ体操、ジョギング・ウォーキング教室については、実施に当たり市が支援を行っています。

これら軽スポーツやウォーキングの取組については、市民の健康寿命の延伸や生きがいをづくりを推進するため、今後も普及促進を図っていきます。

イ「対象を絞って実施しているスポーツ推進施策の実施状況と今後の展望」については、

児童の運動能力の向上を図るため、小学校高学年を対象に、走り方に特化した講習会「ランクリニック」を実施しているほか、スポーツ少年団に対して活動を促進するための補助金を交付しています。

また、シニア世代の健康や体力の維持、介護予防を目的に、高齢者を対象とした「シニアわくわく健康運動教室」を実施しています。

今後の展望として、子供が発達段階に応じた基本的な動きを身に付ける「アクティブ・チャイルド・プログラム」の指導者研修を実施するとともに、子供たちが楽しみながら身体を動かす機会を増やすことで、運動能力の向上が図れるよう取り組んでいきます。

ウ「障がい者を対象としたスポーツ推進施策の取組状況と普及促進策」については、

現在、障がい者を対象としたスポーツイベントは実施していませんが、市スポーツ推進員を中心に、障がいがある人もない人も楽しむことができる「ボッチャ」等軽スポーツの普及に努めています。

また、「みる」スポーツとしてトップアスリートによる講演会にも積極的に参加いただけるよう呼びかけます。

(2)「社会体育施設の環境整備」について

答弁

ア「バリアフリー化済みの施設数、内容」については、

本市には、社会体育施設が 21 施設あり、そのうち体育館及び柔剣道場の 6 施設について、5 施設には玄関にスロープを、3 施設には多目的トイレを設置しています。

イ「既存の社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方」については、

現在、既存の施設で行われている競技の利用状況を考慮しながら、施設ごとに各競技に対応した質の高い競技環境を整備するための基本的な考えをまとめているところです。

今後は、スポーツ協会の専門部など、社会体育施設を利用している団体に御意見をお聞きし、それらの意見を参考にした上で、令和 7 年 12 月に、市の基本的な考え方をお示しできるように取り組んでいます。

(3)「スポーツツーリズム」について

答弁

ウ「地域資源と組み合わせた展開に対する市の見解と今後の展望」については、

スポーツツーリズムでは、運動体験に加え、笛吹市の特色でもある温泉やフルーツ狩りといった観光資源を体験できる仕組みを作ることで、宿泊や飲食等、地域での消費を促進し、地域経済の活性化につなげることができると考えています。

引き続き観光事業者とも連携しながら、桃の里マラソン大会やスポーツ合宿等を通じて、交流人口の増加を促進していきます。

(4)「2032 年開催予定の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会」について

答弁

ア「本市を会場とする競技の計画や準備の状況」については、

2032 年開催予定の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会については、持続可能な大会運

営の実現を目指し、県が大会全体の企画と運営管理を担当し、市町村は競技会場の運営と地域支援などを行います。準備に向けて、市町村担当者会議が開催され、競技ごとの会場地や市町村の業務分担の概要が示されています。

本市に関連するものとしては、国民スポーツ大会における自転車競技のトラックレースが、県立境川自転車競技場で行われる予定です。

なお、この施設の整備については、県が行います。

イ「国民スポーツ大会の開催を契機とした本市のスポーツ推進」については、

国民スポーツ大会の開催は、本市のスポーツ推進の取組を加速させる絶好の機会と捉えています。スポーツの力で市民の健康増進、地域活性化を図るとともに、スポーツのまちとして全国に市の魅力を発信していきたいと考えます。

4-3 部活動の地域展開への取組と課題、今後の支援策について

(1)「検討委員会での検討結果」について

答弁

部活動の地域展開は、従来、学校部活動として学校が担っていた活動を、地域の多様な主体が運営する地域クラブ活動に移行するもので、国の方針により、休日の部活動から段階的に地域展開することとしています。

笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会は、令和6年1月に設置し、5回の会議を行った上で、令和7年3月、「笛吹市における中学校部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動に係る取組の方針と方向性について」が取りまとめられました。

この中では、4つの方針として「子供たちが安心してスポーツ・文化芸術に親しむ環境を確保することを目的として整備する」「中学校部活動が担っている教育的意義などを継承するものとし、体罰、暴力行為や勝利至上主義的な考えを排除する」「地域の多様な主体や学校、保護者等が連携し進める」「地域クラブ活動への移行は、休日の活動から着実に進めることとし、平日については地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとする」が掲げられました。

さらに、4つの方針を踏まえ、新たな地域クラブ活動の存り方や参加者、運営団体や実施主体、活動内容など、地域クラブ活動に関する9つの方向性が示されました。

今後は、この報告書を踏まえ、市の考えをまとめた上で、中学校部活動の地域展開に向けた取組を進めていきます。

(2)「児童生徒の意見の反映」について

答弁

中学校部活動の地域展開の認知度、理解度、地域クラブへの参加の意向、教職員への兼職兼業への意向等について把握するため、令和5年度に市独自で、市内小学校の高学年の児童とその保護者、市内中学校1年生とその保護者、市内小中学校の教職員を対象とした、「休日部活動の地域移行に向けた実態調査」を実施しました。

調査の結果、約7割の児童生徒が休日部活動の地域クラブへの参加の意向を示しました。この調査結果については、検討委員会に報告し、取組の方針と方向性に反映されています。

なお、地域展開実施後も生徒、保護者、指導者等へのアンケートを実施し、地域クラブ活動の運営に活用していきます。

(3)「部活動の地域展開の実施に向けた対応」について

答弁

部活動の地域展開については、部員不足などで活動の維持が困難な部活動や、地域クラブ活動への体制が整った部活動から検討を行い、実施主体となる団体と連携しながら実施に向け対応していきます。

また、活動場所に関しては、現状の部活動の活動場所を拠点としつつ、市全域を対象とした地

域クラブについては、保護者による送迎や生徒自身による移動が可能となるよう配慮し、社会体育施設、社会教育施設の活用も進めていきます。

(4)「部活動の地域展開に向けた人材や活動場所の確保等」について

答弁

地域クラブの活動場所や、指導者の確保については、市スポーツ協会、市文化協会をはじめ、各種団体と連携していきます。

また、運営に関する予算については、受益者負担も念頭に置きつつ、国、県に部活動の地域展開に関する補助制度の継続と拡充を要望していきます。

(5)「部活動の地域展開に関する指導者研修」について

答弁

部活動の地域展開の指導者には、生徒への適切な指導力等の質のみならず、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントの根絶が求められます。

そのため、必要な指導者研修会は、県と連携した実施を要望していきます。

なお、指導者研修の費用助成制度については、他市の状況を参考に研究していきます。

(6)「スポーツ国際交流員」について

答弁

スポーツ国際交流員は「語学指導等を行う外国青年招致事業」の職種の一つで、スポーツ指導等を行う中で、地域の外国語教育の普及と、国際化の推進に取り組んでいます。

本市では、現段階ではスポーツ国際交流員を活用する予定はありませんが、先行事例を参考にしていきます。

○(公明党) 渡辺 清美 議員

5-1 学校体育館へ冷暖房空調の整備について

(1)「スポーツ振興に関する施策」について

答弁

近年、平均気温が上昇傾向にある中、学校現場においても、児童生徒の命と健康を守るため、熱中症対策を強化しているところです。

学校施設の中でも体育館は、教育活動としての利用だけではなく、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たします。

市では、令和7年1月に「笛吹市における学校体育館及び社会体育施設への空調設備の設置に向けた基本的な考え方」をとりまとめ、熱中症による児童生徒の健康被害を防ぐとともに、避難所の生活環境を改善するため、空調設備の設置に向けた取組を進めています。

令和7年度は、学校体育館や社会体育施設、柔剣道場を対象とした施設の断熱性状況調査を行い、その結果を受け、施設ごとに最適な設備や対策を検討します。

令和8年度から、まずは日常的に児童生徒の利用頻度が多い学校体育館19施設を優先し、国の「空調設備整備臨時特例交付金」などを活用しながら、スピード感をもって空調設備を整備していきます。

令和7年 笛吹市議会 第3回定例会
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	
1	荻野 陽子 議員	1	小規模特認校の特色を生かした芦川小学校の活用について
2	河野 正博 議員	1	令和6年度決算における繰越明許について
		2	笛吹市消防本部の業務全般と消防指令業務等共同運用連携・協力実施計画について
3	樋口 滝人 議員	1	市役所分室の法令順守と有効活用について
		2	空き家除却後の土地の固定資産税減免について
4	中川 秀哉 議員	1	学校給食と食育の推進について
		2	市民と生活困窮者への熱中症対策支援について
5	河野 智子 議員	1	市役所職員の労働環境について
		2	学校での平和教育について
6	山本 茂貴 議員	1	消防力強化に向けた取組について
		2	市役所庁舎のバリアフリー化について
7	山田 宏司 議員	1	市内小中学校の現状と課題について
8	松本 なつき 議員	1	ヤード火災を教訓とした罰則強化と消防隊員への支援の制度化について

令和 7 年 笛吹市議会第 3 回定例会一般質問に関する質問及び回答

○ 荻野 陽子 議員

1 小規模特認校の特色を生かした芦川小学校の活用について

(1)「児童数減少への対策」について

答弁

現在、芦川小学校の児童数は、学区内が 8 人、小規模特認校制度による学区外が 7 人、合計 15 人です。新たに小規模特認校制度を利用する児童がいなければ、令和 10 年度の在籍児童は、学区内の 5 人となる見込みです。

このことから、芦川地域への移住・定住施策を推進するとともに、小規模特認校制度の周知についても更に強化する必要があると考えています。

(2)「養護教諭が配置できる 3 学級以上での存続」について

答弁

小学校の学級編成については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において定められているため、在籍する児童数や学年の内訳によっては、3 学級以上で編成することができない場合がありますが、養護教諭の配置基準である 3 学級以上の編成を維持していきたいと考えています。

(3)「保護者に対する説明会や情報発信、受入れに向けた相談体制」について

答弁

保護者に対する説明会や情報発信については、毎年 6 月に、市内小学校、保育所等を通じて、芦川小学校の特色や活動をまとめたチラシを配布するとともに、7 月に行う新入学児童保護者説明会において、小規模特認校制度の概要と芦川小学校の特色について説明を行っています。また、8 月には、保護者に向けた詳細の説明会も開催しています。

これらの説明会では、少人数制によるきめ細かい指導や、地域と連携した教育活動などの特色について、具体的な事例を交え紹介しています。

また、市ホームページにおいても、小規模特認校として就学を希望する児童の募集要件を掲載するとともに、芦川小学校の特色をまとめた資料を掲載しています。

受入れに向けた相談体制については、学校教育課において、随時、質問や相談に対応していますが、小規模特認校制度の利用を検討している保護者の方の中には、通学のことや児童の学校生活に不安を感じている方も少なくないことから、教育相談室の職員によるサポート体制も整えています。

(4)「不登校児童の受入れ先としての活用」について

答弁

笛吹市では、様々な理由で学校に行くことができない児童生徒が、個に応じた学習や体験ができるよう支援を行っています。

保護者や児童本人が、恵まれた自然環境の中、少人数教育を受けることを希望した際には、小規模特認校制度を利用して芦川小学校に通学することも可能です。

(5)「通学時における『のるーと笛吹』又は既存のスクールバスの利用」について

答弁

AI デマンド交通「のるーと笛吹」は、児童が日常的に、通学のために利用することは想定していませんが、年齢制限を設けていないため、「のるーと笛吹」の運行内容や学校のルールに沿った中で利

用することは可能です。

既存のスクールバスの利用については、学区外から小規模特認校である芦川小学校へ通学する場合には、笛吹市立小学校小規模特認校実施要綱の規定により、保護者の責任と負担において通学することとされているため、スクールバスの運行については考えていません。

(7)「芦川小学校の現状と今後」について

答弁

芦川小学校では、「自ら考え、自ら学び、豊かな心を持ち、力を合わせて、たくましく生きる児童の育成」を学校教育目標に掲げ、少人数であることを活かした、一人ひとりを大切にする教育活動と、豊かな自然環境を生かした本物の価値ある体験活動を特色とした運営を行っています。

今後も、小規模特認校制度の周知を行うとともに、芦川小学校の特色ある教育活動の更なる充実に向け、取り組んでいきます。

○ 中川 秀哉 議員

4-1 学校給食と食育の推進について

(1)「栄養面、見栄え、食材調達等に対する取組」について

答弁

栄養面については、学校給食法で定める学校給食実施基準に基づき、児童生徒の1人1回当たりの摂取基準を満たす学校給食を提供しています。

見栄えについては、原則、主食、主菜、副菜、汁物、デザート及び牛乳の6品を提供する中で、給食を見た目でも楽しめるよう、彩りについても意識した献立作りを行っています。

食材調達については、市内や県内の食材業者から、可能な限り新鮮な県産食材にこだわり調達しています。

(2)「給食費無償化に伴い物価高騰対策として材料費負担の影響と対策」について

答弁

本年4月から1食当たりの単価を小学生については40円増額して330円に、中学生については50円増額して380円に改定しました。物価高騰の中にあっても、食材の選定や発注のほか、調理員への調理指導を行う栄養士が、献立を創意工夫することで、品数を減らすことなく、学校給食摂取基準を満たした給食を提供できています。

なお、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和6年度に引き続き、市独自に小中学校及び保育所等の給食費完全無償化を実施しています。

(3)「学校給食の献立に関する数値や画像表示などの見える化対策」について

答弁

市では、食育の一環として、児童生徒が保護者の方とともに、栄養バランスのとれた食事について学び、健康な食生活を営むための知識を深めることができるよう、毎月保護者向けに献立表を提供しています。

献立表には、その日の給食メニューに使用している食材を、「体をつくる食べ物」、「体を動かす食べ物」、「体を守る食べ物」に分けて全て記載しており、食育に役立てるとともに、アレルギーを持つ児童生徒の保護者との情報共有に活用しています。

現在、栄養価等の数値や給食の画像表示については行っていないませんが、これらを実施している自治体を参考に研究していきます。

(4)「朝食を取ることができずに登校した児童生徒への対応」について

答弁

本市の小中学校では、朝食を取ることができずに登校した児童生徒に対して、校長の判断で栄養補助食品等を提供できるよう、予算措置を講じています。

当面は、現在の取組を継続していきたいと考えます。

○ 河野 智子 議員

5-2 学校での平和教育について

(1) (3)「小中学校における平和教育への取組」「戦争の歴史を語り継ぎ、平和を守るための取組」について

答弁

市内小中学校においては、児童生徒が平和の意義と戦争の悲惨さを理解し、平和の心を育めるよう、総合的な学習の時間等において、平和教育を行っています。児童生徒の発達に応じて、絵本の朗読やDVDの視聴、「甲府空襲展」や「わがまちの八月十五日展」の見学、戦争を体験された方を招いて講演会を開催するなど、様々な取組を実践しています。

平和教育を通じて、平和の尊さと命の尊厳について後世に伝えていくことが、平和を守るために大切なことであると考えています。

(2)「戦中、戦後の日本の歴史に関する授業」について

答弁

本市では、現在の学習指導要領に基づき、歴史的事象を理解し、考え、平和や民主主義を尊重できる児童生徒の育成を目標に、戦中、戦後の日本の歴史についても授業の中で学んでいます。

(4)「子供版『防衛白書』の教材としての使用」について

答弁

個別の教材の採否については、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等の規定により、学校長が学校教育の責任者として判断する事項であるため、教育委員会がこの場で申し上げることは控えるべきものと考えます。

なお、笛吹市教育委員会では、平和教育の重要性を十分認識しており、学習指導要領に基づいた適切な教材選定が行われるよう、学校現場に指導、助言を行っています。

○ 山田 宏司 議員

7-1 市内小中学校の現状と課題について

(1) (2)「教職員の長時間労働の要因」「管理職の負担増加」について

答弁

教職員の長時間労働については、授業の準備、担当校務の遂行、部活動の指導、児童生徒及び保護者への対応等が複合的に影響していると考えています。1学級当たりの児童生徒数が増えると、教職員の業務量は多くなる傾向があるため、教材研究や校務の遂行を協力して行う組織体制の構築など、長時間労働を抑制するための対策を行っています。

また、管理職については、教職員のマネジメント管理が増えるため、教頭の複数配置を県に要望する等の対応を行っています。

(3) (4)「学校規模の学習環境への影響」「学区再編による児童生徒数の均等化」について

答弁

良好な教育環境づくりには、学校規模や児童生徒数だけではなく、教職員の配置や指導体制、地域や保護者との連携等、多くの要素が関わっています。

小規模校には、児童生徒数が少ないため、児童へのきめ細かな指導や支援が行き届きやすいという良さがありますが、大規模校においても、多様な人間関係の中で学ぶことで視野が広がるという良さがあります。

そのため、学区の再編については考えておらず、今後も、小規模校、大規模校それぞれの良さを生かしながら、良好な教育環境の構築に取り組んでいきます。

(5)「学区外の学校への通学」について

答弁

この度、笛吹市立小中学校指定校変更認定基準の見直しを行い、令和8年4月から、地理的な理由によっても指定校を変更することを可能としました。

引き続き、基本となる就学学区を維持しつつも、弾力的な運用に努めていきます。

(6)「不登校児童数の増加」について

答弁

ア「不登校児童生徒数の推移」については、

市内小中学校の児童生徒数に占める不登校児童の割合は、令和元年度の約2.2パーセントから、令和6年度は約4.3パーセントに上昇しており、これは、1学級当たり1人の割合に相当するものとなっていることから、大きな課題としてとらえています。

イウ「フリースクール等に通っている不登校児童生徒数」「このことに関する見解」については、

令和7年7月末現在、フリースクールに通っている児童生徒は2人、教育支援センター「ステラ」に通っている児童生徒は17人、どちらにも通っていない不登校児童生徒は85人です。

どちらにも通っていない不登校児童生徒の大半は、不定期ではあるものの、校内の別教室への登校などを行っています。登校がほとんどない不登校児童生徒21人については、生活状況や学習状況などの把握が難しいことが課題です。

そのため、登校がほとんどない不登校児童生徒については、学級担任が定期的に家庭訪問を実施するなど、生活状況や学習状況などの把握に努めています。

エオキ「フリースクール等に通う不登校児童生徒の学習状況」「不登校児童生徒の学力向上に向けた取組」「不登校児童生徒の教育を受ける権利」については、

フリースクールでは、施設によって対応が異なっていますが、基本的には、1日の中で個別学習の時間が設けられています。

教育支援センター「ステラ」では、午前中を学習時間として個別学習を行っています。

市内の小中学校では、不登校であっても学び続けられるよう、フリースクールや教育支援センター「ステラ」の利用の有無にかかわらず、学習プリントによる自宅学習やタブレットを使用したオンライン学習、校内での個別指導など、不登校児童生徒や保護者と連絡を密にとり、相談しながら、一人一人に寄り添った支援を行っています。

カ「担任教職員の負担軽減のための専門機関の増員」については、

不登校児童生徒の担任教職員が一人で負担を抱え込まないように、各学校には、管理職、養護教諭、教育相談担当及び生徒指導担当等で組織する支援委員会を設け、組織的に支援を行っています。

また、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ふえふき教育相談室、子育て支援課等と連携して、不登校児童生徒及び保護者の支援を行っています。

専門機関の増員については、市でふえふき教育相談室の職員を1人増員したほか、山梨県に要望を行い、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員しています。

ク「フリースクール等の利用に対する支援制度」については、

フリースクール等を利用する不登校児童生徒の保護者を対象とした、経済的負担軽減のための支

援については、既に支援制度を実施している自治体の事例を基に、支援の方法、支援対象の要件等について研究を行っています。

ケ「中学校進学段階での不登校児童生徒の増加の原因と解決策」については、

中学校への進学段階で不登校児童生徒が増加する原因については、小学校から中学校への環境変化、友人関係の不安、授業内容や生活リズムの変化などが複合的に影響していると考えられます。

そのため、小学校5・6年生に対しては、担任だけでなく、中学校の授業環境に慣れるよう、専科教員を含めた複数教員での授業を導入、拡大しています。また、小学6年生が中学生から直接学校生活の話を聞くことができるよう、小中学校の児童生徒の交流機会を設けています。

こうした小学校、中学校の連携を強化していくことで、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境の整備を進めています。

コ「小中一貫の9年制教育の導入」については、

9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校については、中学校への進学段階での環境変化が少なくなることから、中学校進学をきっかけとした不登校の未然防止に一定の効果があることは承知していますが、市では、小中学校の連携を強化する取組に注力しているところであるため、義務教育学校の導入については、現時点において検討していません。

(7) 次に「教職員の労働に関するアンケートの結果」について

答弁

令和6年7月に県教育委員会が実施した「学校の働き方改革についての教職員の意識等調査」では、働きがいに関する質問を設けています。

調査結果では、教職員全体の83%が、働きがいを「感じている」「概ね感じている」と回答しており、多くの教職員が、やりがいを感じながら働いていることが分かりました。

市では、やりがいを感じながら、学校現場で様々な課題に日々奮闘している教職員一人一人が、ますます自分の仕事に誇りを持ち、充実感を抱きながら働くことができるよう、労働環境の整備を進めていきます。

議案第17号（10月）

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正
する条例及び同施行規則の一部改正並
びに関連する実施規程の廃止について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会生涯学習課

題名	(平成 27 年笛吹市条例第 24 号) 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例
	(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則
	(平成 18 年笛吹市教育委員会訓令第 9 号) 笛吹市芦川グリーンロッジ管理業務実施規程を廃止する規程
趣旨 目的	芦川グリーンロッジ及び芦川やすらぎの里の位置付けを、観光振興に資する施設へと改めることに伴い、これら施設を社会教育施設から除外するため、所要の改正を行う。
概要	芦川グリーンロッジ及び芦川やすらぎの里を社会教育施設から除外することに伴い、次のように改正する。 なお、芦川グリーンロッジにあつては令和 8 年 4 月 1 日、芦川やすらぎの里にあつては令和 9 年 4 月 1 日をもって社会教育施設から除外する必要があるところ、改正に議決を要する条例にあつては両施設一括して今回改正を行い、改正に議決を要しない規則にあつては、今回は芦川グリーンロッジに係る改正のみを行う。 1 条例 名称及び位置を定める第 2 条の表、使用料(利用料)を定める別表第 1 及び特別料金を定める別表第 3 から、本件 2 施設を削る。 2 規則 休業日を定める第 2 条の表、利用時間を定める第 3 条及び使用料又は利用料の減免を定める第 6 条から、芦川グリーンロッジを削る。 3 規程 芦川グリーンロッジの管理について定める規程を廃止する。
経過	芦川グリーンロッジは、社会教育施設として生涯学習課が所管しており、令和 7 年 1 月 9 日の懸案協議で当該施設の改修方針等が決定されたところ、当初予算編成の市長ヒアリングにおいて改修に係る費用を商工費として計上するよう指示があり、政策課との調整の結果、一括して指定管理を行っている芦川やすらぎの里と併せ、両施設を観光商工課で所管することとなった。 両施設ともに令和 9 年 4 月 1 日から観光商工課の所管施設として供用を開始する予定であり、新たな設置管理条例も同日までに整備を行うが、芦川グリーンロッジは令和 8 年 3 月 31 日に供用を終了し、令和 8 年度中は観光商工課の所管下で改修工事を行うため、同日をもって社会教育施設から除外することとした。
関係法令	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)
予算措置	なし
その他	

議案第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 笛吹市社会教育施設条例(平成 27 年笛吹市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笛吹市芦川グリーンロッジの項を削る。

別表第 1 中 12 の表を削り、13 の表を 12 の表とする。

別表第 3 中「笛吹市芦川グリーンロッジ及び」を削る。

第 2 条 笛吹市社会教育施設条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笛吹市芦川やすらぎの里の項を削る。

別表第 1 中 12 の表を削る。

別表第 3 中「(笛吹市芦川やすらぎの里の使用(利用)を除く。)」を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

芦川グリーンロッジ及び芦川やすらぎの里の位置付けを、観光振興に資する施設へと改めることに伴い、これら施設を社会教育施設から除外するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr><tr><td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>笛吹市芦川やすらぎの里</td><td>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</td></tr></table>	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地			笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr><tr><td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr><tr><td>笛吹市芦川グリーンロッジ</td><td>笛吹市芦川町鶯宿1760番地</td></tr><tr><td>笛吹市芦川やすらぎの里</td><td>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</td></tr></table>	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地	笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川町鶯宿1760番地	笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1
名称	位置																				
笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)																				
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																				
笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1																				
名称	位置																				
笛吹市スコレーセンター～笛吹市あぐり 情報ステーション	(略)																				
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																				
笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川町鶯宿1760番地																				
笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1																				
別表第1(第9条、第10条関係)	別表第1(第9条、第10条関係)																				
1～11 (略)	1～11 (略)																				
	12 笛吹市芦川グリーンロッジ																				
	<table><tr><th rowspan="2">利用区分</th><th colspan="2">使用料(1人当たり)</th></tr><tr><th>宿泊 (1泊当たり)</th><th>休憩</th></tr><tr><td>一般</td><td>1,200円</td><td rowspan="4">400円</td></tr><tr><td>高校生</td><td>900円</td></tr><tr><td>小中学生</td><td>600円</td></tr><tr><td>学齢前幼児</td><td>400円</td></tr></table>	利用区分	使用料(1人当たり)		宿泊 (1泊当たり)	休憩	一般	1,200円	400円	高校生	900円	小中学生	600円	学齢前幼児	400円						
利用区分	使用料(1人当たり)																				
	宿泊 (1泊当たり)	休憩																			
一般	1,200円	400円																			
高校生	900円																				
小中学生	600円																				
学齢前幼児	400円																				
	※ 1泊とは、午後4時から翌日の午前10時までとする。																				

【第2条関係】 笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行																														
(名称及び位置) 第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市めぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr><tr><td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table> 別表第1(第9条、第10条関係) 1～11 (略)	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市めぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地			(名称及び位置) 第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市めぐり 情報ステーション</td><td>(略)</td></tr><tr><td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td><td>笛吹市芦川町中芦川1077番地</td></tr><tr><td><u>笛吹市芦川やすらぎの里</u></td><td><u>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</u></td></tr></table> 別表第1(第9条、第10条関係) 1～11 (略) <u>12 笛吹市芦川やすらぎの里</u> <table><tr><th rowspan="2"><u>利用区分</u></th><th colspan="2"><u>使用料(1人当たり)</u></th></tr><tr><th><u>宿泊</u> <u>(1泊当たり)</u></th><th><u>休憩</u></th></tr><tr><td><u>一般</u></td><td><u>2,400円</u></td><td rowspan="4"><u>500円</u></td></tr><tr><td><u>高校生</u></td><td><u>1,700円</u></td></tr><tr><td><u>小中学生</u></td><td><u>1,200円</u></td></tr><tr><td><u>学齢前幼児</u></td><td><u>800円</u></td></tr></table> ※ <u>1泊とは、午後4時から翌日の午前10時までとする。</u> ※ <u>休憩とは、午前10時から午後4時までの利用とする。</u>	名称	位置	笛吹市スコレーセンター～笛吹市めぐり 情報ステーション	(略)	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地	<u>笛吹市芦川やすらぎの里</u>	<u>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</u>	<u>利用区分</u>	<u>使用料(1人当たり)</u>		<u>宿泊</u> <u>(1泊当たり)</u>	<u>休憩</u>	<u>一般</u>	<u>2,400円</u>	<u>500円</u>	<u>高校生</u>	<u>1,700円</u>	<u>小中学生</u>	<u>1,200円</u>	<u>学齢前幼児</u>	<u>800円</u>
名称	位置																														
笛吹市スコレーセンター～笛吹市めぐり 情報ステーション	(略)																														
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																														
名称	位置																														
笛吹市スコレーセンター～笛吹市めぐり 情報ステーション	(略)																														
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地																														
<u>笛吹市芦川やすらぎの里</u>	<u>笛吹市芦川町鶯宿466番地1</u>																														
<u>利用区分</u>	<u>使用料(1人当たり)</u>																														
	<u>宿泊</u> <u>(1泊当たり)</u>	<u>休憩</u>																													
<u>一般</u>	<u>2,400円</u>	<u>500円</u>																													
<u>高校生</u>	<u>1,700円</u>																														
<u>小中学生</u>	<u>1,200円</u>																														
<u>学齢前幼児</u>	<u>800円</u>																														

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分		割増
午後5時から午後10時までの間及び利用時間外 における使用(利用) _____ _____		1.5倍
市外者の使用(利用)		2倍
営利を目的とする使用 (利用)	入場料等なし	10倍
	入場料等あり	10倍+入場料等の5%

※ 代表者及び使用者の5割が市内者であった場合は通常料金とし、それ以外は、市外者料金とする。

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分		割増
午後5時から午後10時までの間及び利用時間外 における使用(利用) (笛吹市芦川やすらぎの里 の使用(利用)を除く。)		1.5倍
市外者の使用(利用)		2倍
営利を目的とする使用 (利用)	入場料等なし	10倍
	入場料等あり	10倍+入場料等の5%

※ 代表者及び使用者の5割が市内者であった場合は通常料金とし、それ以外は、市外者料金とする。

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中 「笛吹市芦川グリーンロッジ
笛吹市芦川やすらぎの里 」 を「笛吹市芦川やす
らぎの里」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 6 条第 1 項ただし書中「笛吹市芦川グリーンロ
ッジ及び」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改正案	現行																		
(休業日) 第2条 笛吹市社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の休業日は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>休業日</th></tr><tr><td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市芦川 ふるさと総合センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学びの杜みさか</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u> </u></td><td>(1) 11月1日から翌年の3月31日 まで</td></tr><tr><td>笛吹市芦川やすらぎの里</td><td></td></tr></table>	施設名	休業日	笛吹市スコレーセンター～笛吹市芦川 ふるさと総合センター	(略)	学びの杜みさか	(略)	<u> </u>	(1) 11月1日から翌年の3月31日 まで	笛吹市芦川やすらぎの里		(休業日) 第2条 笛吹市社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の休業日は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>休業日</th></tr><tr><td>笛吹市スコレーセンター～笛吹市芦川 ふるさと総合センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学びの杜みさか</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>笛吹市芦川グリーンロッジ</u> 笛吹市芦川やすらぎの里</td><td>(1) 11月1日から翌年の3月31日 まで</td></tr></table>	施設名	休業日	笛吹市スコレーセンター～笛吹市芦川 ふるさと総合センター	(略)	学びの杜みさか	(略)	<u>笛吹市芦川グリーンロッジ</u> 笛吹市芦川やすらぎの里	(1) 11月1日から翌年の3月31日 まで
施設名	休業日																		
笛吹市スコレーセンター～笛吹市芦川 ふるさと総合センター	(略)																		
学びの杜みさか	(略)																		
<u> </u>	(1) 11月1日から翌年の3月31日 まで																		
笛吹市芦川やすらぎの里																			
施設名	休業日																		
笛吹市スコレーセンター～笛吹市芦川 ふるさと総合センター	(略)																		
学びの杜みさか	(略)																		
<u>笛吹市芦川グリーンロッジ</u> 笛吹市芦川やすらぎの里	(1) 11月1日から翌年の3月31日 まで																		
2 (略) (利用時間) 第3条 社会教育施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。 ただし、 <u> </u> 笛吹市芦川やすらぎの里については、宿泊は午後4時から翌日の午前10時まで、休憩は午前10時から午後4時までの利用とする。	2 (略) (利用時間) 第3条 社会教育施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。 ただし、 <u>笛吹市芦川グリーンロッジ及び</u> 笛吹市芦川やすらぎの里については、宿泊は午後4時から翌日の午前10時まで、休憩は午前10時から午後4時までの利用とする。																		
2 (略) (使用料又は利用料の減免) 第6条 条例第11条の規定により、市長又は指定管理者は、別表に掲げる事業に該当する場合は、使用料又は利用料を減額し、又は免除するこ	2 (略) (使用料又は利用料の減免) 第6条 条例第11条の規定により、市長又は指定管理者は、別表に掲げる事業に該当する場合は、使用料又は利用料を減額し、又は免除するこ																		

とができる。ただし、 笛吹市芦川やす
らぎの里の使用料又は利用料は除く。

2～4 （略）

とができる。ただし、**笛吹市芦川グリーンロッジ及び**笛吹市芦川やす
らぎの里の使用料又は利用料は除く。

2～4 （略）

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市芦川グリーンロッジ管理業務実施規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市芦川グリーンロッジ管理業務実施規程を廃止する規程

笛吹市芦川グリーンロッジ管理業務実施規程(平成 18 年笛吹市教育委員会訓令第 9 号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号（10月）

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を
改正する規則について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会学校教育課

題名	(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 9 号) 笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	市立小学校及び中学校の学年始休業日を延長するため、所要の改正を行う。
概要	市立小学校及び中学校の学年始休業日を、次のとおり延長する。 現行 4 月 1 日から 4 月 5 日までの間 改正後 4 月 1 日から 4 月 7 日までの間
経過	市立小学校及び中学校の学年始休業日は、学校教育法施行令第 29 条の規定に基づき市教育委員会が定めているが、当該期間中の教職員の出勤日は曜日の巡りによって年度ごと増減するため、期間中の出勤日を 3 日間しか確保できない年度も生じている。 4 月の年度初めは、新入学生や進級への対応その他の準備業務が膨大にあり、出勤日が少ない年度においては勤務時間内に当該業務を終えることが困難なため、教職員の時間外勤務や週休日出勤が増大する一因となっている。 ついては、曜日によらず毎年度 5 日間の出勤日を確保できるよう、学年始休業日の期間を延長することとした。
関係 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)
予算 措置	なし
その他	なし

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

笛吹市立小、中学校管理規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 9 号)の一部
を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「4 月 5 日」を「4 月 7 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市立小、中学校管理規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第9号)新旧対照表

改正案	現行
(休業日等) 第4条 休業日は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 学年始休業日 4月1日から<u>4月7日</u>までの間 (6)～(9) (略) 2～4 (略)	(休業日等) 第4条 休業日は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 学年始休業日 4月1日から<u>4月5日</u>までの間 (6)～(9) (略) 2～4 (略)

資料

現行 入学式（学年始休業日「4月1日から4月5日までの間」）

	年度始め		入学式		会議・準備日数
令和元年度	4月1日	(月)	4月4日	(木)	3日
令和2年度	4月1日	(水)	4月6日	(月)	3日
令和3年度	4月1日	(木)	4月6日	(火)	3日
令和4年度	4月1日	(金)	4月6日	(水)	3日
令和5年度	4月3日	(月)	4月6日	(木)	3日
令和6年度	4月1日	(月)	4月5日	(金)	4日
令和7年度	4月1日	(火)	4月7日	(月)	4日
令和8年度	4月1日	(水)	4月6日	(月)	3日
令和11年度	4月2日	(月)	4月6日	(金)	4日

改正 入学式（学年始休業日「4月1日から4月7日までの間」）

	年度始め		入学式		会議・準備日数
令和元年度	4月1日	(月)	4月8日	(月)	5日
令和2年度	4月1日	(水)	4月8日	(水)	5日
令和3年度	4月1日	(木)	4月8日	(木)	5日
令和4年度	4月1日	(金)	4月8日	(金)	5日
令和5年度	4月3日	(月)	4月10日	(月)	5日
令和6年度	4月1日	(月)	4月8日	(月)	5日
令和7年度	4月1日	(火)	4月8日	(火)	5日
令和8年度	4月1日	(水)	4月8日	(水)	5日
令和11年度	4月2日	(月)	4月9日	(月)	5日

議案第19号（10月）

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

笛吹市教育委員会学校教育課

題名	(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第 20 号) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	山梨県の最低賃金が改定されたことに伴い、学校に配置しているスクール・サポート・スタッフの報酬額を増額するため、所要の改正を行う。
概要	本市では、令和 2 年 8 月から教員の負担軽減として、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等の教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを笛吹市立小中学校に配置し、教員がより児童生徒への指導、教材研究等に注力できる体制を整備している。 今般、山梨県の最低賃金が 12 月 1 日から引き上げられることにより、当該職の報酬については最低賃金を下回ることになったため、最低賃金に合わせて増額する改正を行う。 改正前 1,000 円 → 改正後 1,052 円 (1 時間当たり)
経過	山梨労働局の審議会は、令和 7 年 8 月 27 日に県内の最低賃金を 988 円から 64 円引き上げる答申を行い、同年 9 月 16 日に当該答申のとおり最低賃金を 1,052 円とすることを決定した。
関係 法令	笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第 19 号)
予算 措置	令和 7 年度当初予算計上 25,702 千円 令和 7 年度 12 月補正予算計上予定 293 千円
その他	補正予算の議決後に公布し、令和 7 年 12 月 1 日から遡及適用する(1 月支払分から)。

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部
を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置
要綱の一部を改正する要綱

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和
2 年笛吹市教育委員会告示第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1,000 円」を「1,052 円」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市スクール・サポート・ス
タッフ配置事業における職員設置要綱の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用
する。

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第20号)新旧対照表

改正案	現行
(報酬等) 第8条 スタッフの報酬、手当及び費用弁償については、笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第27号)の定めるところによる。 2 前項の報酬の額は、1時間当たり <u>1,052円</u> とする。 3 報酬等の支給に当たっては、スタッフが配置されている学校の校長から提出される、笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第19号)第7条第2項に規定する勤務実績報告書により支給する。	(報酬等) 第8条 スタッフの報酬、手当及び費用弁償については、笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第27号)の定めるところによる。 2 前項の報酬の額は、1時間当たり <u>1,000円</u> とする。 3 報酬等の支給に当たっては、スタッフが配置されている学校の校長から提出される、笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第19号)第7条第2項に規定する勤務実績報告書により支給する。